

エスドラス第一書（ネヘミア書）

本書がネヘミア書と稱せられるのは、ペルシャ王アルタクセルクセス（又の名をロンジマヌスと云う）の典酌であつた筆者の名に因んだもので、彼はイエルサレムの周壁再築の委員の一一行に托してこれを送つた。本書はまたエスドラス第二書とも稱せられる。それはエスドラスが始めた、天主の選民の俘囚より帰還後の状況の記録の繼續であるからである。

第一章

ネヘミヤ、ユダにある同胞の惨狀を聞き、天主に御救いを祈る。

ヘルキアの子ネヘミアの言。^{ことば} 第一十年^{ねん}₁₎ カスレウの月^{つき} に、²⁾ 我スサの都城^{しゆう}₃₎ に在りし時のことなりき、³⁾ = わが兄弟の一人⁴⁾ なるハナニ、數人の者と共にユダより來りければ、我、捕虜の中残り存えたるユデア人及びイエルサレムに就きて、彼等に尋ねしに、³⁾ 彼等我に云いけるは、「捕虜の中残り存えてかの州にある者は、大いなる患難^{なやみ} と恥辱^{はじめ} の中^{うち} にあり。またイエルサレムの石垣^{いしがき} は崩^{くず} され、⁵⁾ その門^{もん}

第一章 ①キリスト御降生前四百四十五年。—②十二月頃。

ペルシャ王の冬の離宮（但八・二）。—④) 嚴密な意味での兄弟らしい。七・二参照。—⑤) エスドラスはイエルサレムの周壁を再築しようとしたが、サマリア人の陰謀によつて、その目的の工事を阻止された。喇四・一二

一一六参照。

(1) エスド拉斯

ダニエル、エ

ステルなどに

よれば、いず

れも類似の事

情によつて。

ユデア教のこ

の時期には、

信心のための

断食が屢々行

われたもので

ある。一九但

九・四。

(8) 文字通りの

統率ではない

が、申三〇。

一一五を想起

は火に焼け失せたり。」と。四 我かくの如き言を聞くに及び、坐して泣き、
 幾日も嘆き悲しみて、断食し、天主の御面前にて祈れり。五 即ち我云いけ
 らく、「强大にして畏るべき天主、契約を守り、汝を愛し、汝の御誠命を
 守る者に對して、御矜恤を垂れ給う御者よ、願わくは、六 御耳を傾け、御
 眼を開きて、僕の祈禱、即ち我が今日、汝の僕なるイスラエルの裔等の爲
 に、夜も晝も汝の御前に祈る所を聽き容れ給え。我是イスラエルの裔等が
 汝に對して犯したる罪を告白し奉る、我もわが父の家も罪を犯せり。七 我
 等は空しき事に迷わされて、汝がその僕モイゼに命じ給いし、誠命をも典
 禮をも規定をも守らざりき。八 汝がその僕モイゼに命じ給いし御言を憶い
 給え、曰く、「汝等もし罪を犯さば、我汝等を諸の民の間に散らさん。
 九 されど汝等もしわが許に立ち歸り、わが誠命を守りて之を行わば、汝等
 たとい天涯まで引き行かれたりとも、我其處より汝等を集め、我がわが
 名を住めん爲に選びし處に導き返さん。」と。一〇 是等の者は汝がその大

一〇 九 八 七 六 五 四

いなる力と強き手とを以て、贖い給いし汝の僕、汝の民なり。

ニ願わくは主よ、僕の祈禱と、汝の御名を畏るる意ある⁹⁾汝の僕等の祈禱とに、御耳を傾け、今日僕を導きて、この人¹⁰⁾の前にて之に矜恤を垂れ給え。」と。即ち我は王の典酌たりしなり。

させる。——⁹⁾天主に拂うべき敬意を示そうとする意志があれば、それは既に天主の御前には行爲と見なされる。——¹⁰⁾アルタクセルクセス王。

第二章

ネヘミア、アルタクセルクセス王の委任を受けて、イエルサレムに至る——
彼ユデア人を勵まして再び石垣を築かんとす。

一さて、アルタクセルクセス王の第二十年、ニサンの月¹⁾のことなりき、その前に葡萄酒あり、我その葡萄酒を王に注ぎ興えけるが、その面前にて、殆ど氣を失わんばかりなりしかば、²⁾ニ王我に云いけるは、「汝、病めりとも見えざるに、汝の顔に憂色あるは何故ぞや。是、故なきにあらず、我何事か

第二章 ¹⁾ニサンはカスレウ(一・一)の後で第四月であつた。——²⁾激しい悲しみのあまり。

知らざれど、汝の心に憂あるなり。」と。我乃ち最太う恐れたりしが

三やがて王に云いけるは、「王よ、壽長かれ。」わが父祖の墓の市荒廢

て、その門火に焼け失せたれば、争でわが顔に憂色なきを得んや。」

と。四王我に「汝何をか願い求むる。」と云いしかば、我天主に祈り

て、五王に云いけるは、「王もし是を善しと見給い、且僕汝の御前

に嘉せられなば、願わくは我をユデアに遣して、わが父祖の墓の市に

至らしめ給わんことを、さらば我之を建て直さん。」と。六時に王、そ

の傍に坐せる王妃と共に、我に云いけるは、「汝の旅は何時までぞ、

汝は何時歸り来るや。」と。かくてこの事王の面前にて善しとせられ、

彼、我を遣せり。しかして我は之に對し時を定めたり。⁵⁾セ我また王に

云いけるは、「王もし善しと見給わば、河の彼方なる地の總督等に宛

てたる書簡を我に賜い、彼等をして、我がユデアに至るまで、我を送

り届けしめ給え。八また王の森林監守アサフに宛てたる書簡をも賜い、

八

七

六

五 四 三

3) 昔の尊敬のきまつた表しかた。王上一・三一参照。

4) 心から湧き出る

祈。ネヘミアに敬虔及び天主と合一の習慣があつたことを想わせる。

5) 彼は旅行及びイエルサレム滯在に要する大約の時日を云つた。この滯在は漸次延びて十二年にも亘つた。

五・一四。一三。

六参照。

彼をして我に木材を給せしめ給え、是我が家の塔⁶⁾の門や石垣、及び
わが入るべき家を造るを得ん爲なり。」と。わが天主の仁慈深き御手
我と共にありたるに由りて、王我に之を與えたり。九我乃ち河の彼方
の地の、總督等の許に至りて、王の書簡を之に付せり。王はまた軍の
將校と騎兵とを、我と共に遣したり。一〇然るにホロン人サナバラト、
及びアンマン人下僕トビア⁷⁾之を聞き、イスラエルの裔等の繁榮を計
る人來れりとて、大いに悲しみ憂えたり。一⁸⁾さるほどに我はイエルサ
レムに至り、其處に三日の間居りしが、二⁹⁾我次いで我に従う少數の人
々と共に、夜中に起き出でたり。我は天主¹⁰⁾がエルサレムにて行わし
めんとてわが心に授け給いし事を、誰にも打明けざりき。またわが乘
れる一頭の獸を除きては、我に畜あらざりき。三¹¹⁾かくて我夜中に谷の
門¹²⁾より出でて龍の井¹³⁾の前を過ぎ、糞土の門に至りて眺むれば、イ
エルサレムの石垣は崩れ、その門は火に焼け失せてあり。四更に我進

6)これは北西にあつて聖殿を護る砦のこと。後にアンニアの城塞とよばれたもの。
7)サナバラトはサマリア人達の長、ペトホロン出身。サナバラトはサマリアの神殿をガリチム山上に建てたと云われる(ヨゼフス・フラヴィウス)。一⁸⁾市の西門⁹⁾西側にある。

みて、泉門^{いづみもん}に至り、王の水道^{おうすいどう}に至りしが、わが乗れる畜の通るべき處あらざりき。¹²⁾ 一五 我はなおその夜溪流に沿いて^{よたにがわそ}上り行き、石垣を檢べて引返し、谷の門に至りて歸りぬ。¹³⁾ 一六 されど高官等は我が何處に行きしか、また何を爲ししかを知らざりき。我も亦、ユデア人にも、司祭にも、貴族にも、高官等にも、その他工事をなす人々にも、其處までは打ち明けざりき。一七 ただ我彼等に云^いいけるは、「我等が現在の慘状は汝等の知る所^{ところ}、イエルサレムは荒廢^{あれば}て、その門は火に焼け失せたり。いざ、我等、累ねて恥辱^{じょくう}を受けざらん爲に、イエルサレムの石垣^{いしがき}を築かん。」と。一八 かくて我は彼等に、わが天主の御手^{てんしゅのみ}が我に惠深かりし事と、王が我に語りし言とを告げ、且「いざ、我等起ちて築かん。」と云^いいしに、彼等力を得てこの善き事に着手^{ちやくしゆ}せり。一九 然るにホロン人サナバラト、アンマン人下僕トビア、及びアラビア人ゴセム、之を聞くや、我等を嘲り蔑みて云^いいけるは、「汝等が爲すこの事は何ぞや。汝等王に叛かんとするか。」と。二〇 我、彼等に言

¹⁰⁾ 市の南東にある。¹¹⁾ 「王の水道」と稱するのは、エゼキア王が作らせたから。

代下三二・三〇を見よ。

¹²⁾ その場所に破壊された物が集積されていたので。

¹³⁾ セドロンの河床に沿うて

を返して云ひけるは、「天主こそ我等を助け給え、我等はその僕なり。されば我等、起ちて築かん。然れども汝等はイエルサレムに、何の關係も、權利も、記念もなきなり。¹⁴⁾」と。

第三章

修築始まる—修築者の名前と順序。

一 やがて大司祭エリアシブとその兄弟なる司祭等と起ちて羊門¹⁴⁾を建て、之を聖別して、その扉を取付け、また之を聖別して、百クビトの塔及びハナネトルの塔まで、然なしたり。之に次いでハナネトルの塔まで、然なったり。之に次いでハナネトルの塔まで、然ななり。

第三章 ① 羊門と稱するのは、聖殿の犠牲や住民の食物にする羊の群がここから町に入つたから。② 司祭達は直に宗教的儀式を行つてこれを聖別した。城塞の周壁全部の聖別は、工事がすべて終つて後漸く行われた。一二・二七一四三参照。③ チベリアデ湖や地中海の魚を、ここから町に運び入れたのでこの名がある。

その扉と錠と門とを取付けたり。彼等に次いでアツクスの子なるウリアの子マリムト修築せり。四また之に次いでメセゼベルの子なるバラキアの子モソラム修築し、是等に次いでバーナの子サドク修築せり。五また彼等に次いでテクアの人々修築せり、されどその貴族等はその主の工事に首を屈せざりき。⁴⁾六古き門⁵⁾はファセアの子ヨヤダ、及びベソディアの子モソラム之を建て、それに笠木を渡し、その扉と錠と門とを取付けたり。七彼等に次いでガバオン人ヌルティア、メロナト人ヤドン、ガバオンとマスファとの人々など、河向いの地にある總督の爲に⁶⁾修築せり。八之に次いでアラヤの子金細工師エジエル修築し、また之に次いで香料製造者の子アナニア修築し、彼等イエルサレムを廣き街路の石垣までそのままになしおきたり。九之に次いでフルの

⁴⁾筆者は石垣修築の際、ネヘミアの命令に反抗した唯一の例をこゝに述べている。テクアはベトトレヘムの南方にある。一⁵⁾魚門の西に當り、常に周壁の北の部分内にあつた。一⁶⁾即ちペルシヤ總督のイエルサレムに來た時入る邸まで。他の譯では、「總督の裁判管轄に屬するガバオンとマスファとの人々」。一⁷⁾の町が自然の地形により防禦されていたからか、または以前の石垣がまだ立っていたからか、石垣工事がここには必要でなかつた。

子にしてイエルサレムの一區の長たるラファヤ修築せり。一〇また之に次いではハロマフの子イエダヤ、己^{おの}が家の對處を修築し、之に次いでハセボニアの子ハツトウス修築せり。一一區の半分は、籠塔と共に、ヘレムの子メルキア及びファハト・モアブの子ハスブ、之を修築せり。一二之に次いではアロヘスの子にしてイエルサレムの半區の長たるセルム、自らその娘等と共に修築せり。一三谷の門はハヌン、ザノエの住民と共に之を修築せり、即ち彼等之を建ててその扉と錠と門とを取付け、また糞^{ふん}七の門⁷⁾に至る石垣を一千クビト修築せり。一四糞土の門はレカブの子にしてベタカラム區の長たるメルキア之を修築せり。即ち彼之を建てて、その扉と錠と門とを取付けたり。一五泉門⁹⁾はコルホザの子にしてマスファ區の長たるセルム之を修築せり、即ち彼之を建ててそれに笠木を渡し、その扉と錠と門とを取付け、またシロエの池の石垣を、王の庭園まで、及びダヴィドの市に下る階段まで然せり。一六その後にはアズボクの子にしてベトル半區の長

8) ヒンノムの谷に汚物を投げ棄てるため出したので、ここから運び出された。これにあつた。シロエの池の東あり、そのそばにあるので、この名がついた。

たるホヘミア、ダヴィードの墓の對處までと、大いなる勞力をかけて作れる池までと、勇士の家¹⁰⁾までとの間を修築せり。一七 その後にはベンニの子レフムなどのレヴィ人修築し、その後にはケイラ¹¹⁾區の半分の長ハセビア、己が區内を修築せり。一八 その後にはエナダドの子にしてケイラの半分の長たるバヴアイなどのその兄弟等修築せり。一九 之に次いでは、ヨズエの子にして、マスファの長たるアゼル、堅固なる角への上り口に對する他の部分を修築せり。二〇 その後には、ザカイの子バルク、山の上にて、角より大司祭エリアシブの館の門に至るまでの他の部分を修築せり。二一 その後にはハツクスの子なるウリアの子メリムト、エリアシブの館の門よりエリアシブの館の果までの他の部分を修築せり。二二 その後には、ヨルダンの平野の人なる司祭等修築せり。二三 その後には、ベンヤミン及びハスブ、己が家の對處を修築し、またその後には、アナニアの子なるマニシアの子アザリア、己が家の對處を修築せり。二四 その後にはヘナダドの子ベンヌイ、アザリアの家より曲る所まで、及

¹⁰⁾ 多分ダヴィードの勇士達のいた營舍¹¹⁾ ケイラはイエルサレムから南へ約七時間の行程の所にある。母上二三・一 參照。

び角までの他の部分を修築せり。二五オジの子ファエルは、曲
る所と王の高き家¹²⁾より聳え立てる塔との對處、即ち牢獄の
庭¹³⁾を修築し、その後にはフアロスの子ファダヤ然せり。
二六時にナティン人オフェル¹⁴⁾に住みて、東の方水の門¹⁵⁾と聳
え立てる塔との對處までに及べり。二七その後にはテクア人、
聳え立つ大なる塔より聖殿の石垣に至るまでの、對所の他
の部分を修築せり。二八また馬の門¹⁶⁾より上へは、司祭等夫々
に己が家の對處を修築せり。二九その後には、エンメルの子サ
ドク、己が家の對處を修築し、またその後には、セケニアの
子にして東門の門衛セマヤ修築せり。三〇その後にはセレミア
の子ハナニア、及びセレフの六男ハヌン、他の部分を修築し
その後にはバラキアの子モソラム、己が倉庫の對處を修築し
その後には金細工師の子メルキア、ナティン人の家まで、また

¹²⁾「王の家」とはダヴィードの町にある館ではなくて、聖殿の山の近くにある王使用的の建物で、獄舎として物見の塔を具えていた。耶三九・一四参照。—¹³⁾牢獄は東方諸國の習慣により宮殿の一部をなしていた。

¹⁴⁾モリアー山から南へ、セドロンの谷に至るまでの所¹⁵⁾東の石垣の眞中邊、聖殿の打禾場の南東端の下にある。¹⁶⁾馬の門は同市の東側、聖殿の山の南麓に近くあつたに相違ない。

細々したる品を賣る人ひと¹⁷⁾裁判の門もん¹⁸⁾の對處むかいを隈すみの間まで修築せり。三一また

隅の間と羊門ひつじもん¹⁹⁾との間は金細工師及び商人等之を修築せり。

第四章

敵の攻撃の懼れあるに拘わらず修築を續行す。

一さて、サナバラト、我等が石垣いしがきを修築する由よしを聞くや、大いに怒り、太く激してユデア人びとを嘲り、その兄弟等きょうだいたちと數多のサマリア人ひととの前にて云いいけるは、「無力なるユデア人何をか爲す。諸國の民は彼等を棄ておかんとするか。彼等は犠牲を獻げて、一日の中に成就せんとするか。」彼

第四章 ①サナバラトは、ユデア人は祈や犠牲を獻げるには向いているか知れないが、市の周壁の築造には不向きだと云つて嘲弄する（一日の中に築造を終らなければ、わが方でまだ對策

¹⁷⁾ ヴルガタ原文 scruta vendentium 本文のように、または「裁判の門の對處を、ナティン人と、細々したる品を賣る人との家まで」と譯することができる。¹⁸⁾ 裁判の門は、その向かいに市の石垣を築くといふから、市の門ではなかつた。ヘブレオ語聖書によれば、これは圍まれている廣場への入口で、聖殿の北東部にあり、罪祭の分を焼く所と定められていた。¹⁹⁾ 記述を始めた所へ再び歸つて來た。一節参照。

三 等豈焼けたる灰の堆積より石を組立つるを得んや。」と。三その傍にあ

りしアンマン人^{びと}トビアも亦云云いけらく、「彼等築かば築けよかし、狐

もし上^{のぼ}らんとせば、彼等の石の垣^{いし}を跳び越えん。」と。四我等の天主

よ、⁴⁾聽き給え、我等は見下^{みさ}げられたり。この恥辱^{ちじよく}を彼等の頭に回し、

彼等を捕囚^{とらわれ}の國に於いて見下^{みさ}げらるる身となし給え。⁵⁾五彼等の不義を

蔽い給うなけれ、また彼等の罪を汝の御面前より抹し給うなけれ、其

は彼等、建つる者を嘲笑^{ちようしょう}したればなり。」と。六かく我等石垣^{いしがき}を築き

て、その半分まで全く連ね終えけるが、民^{たみ}の心は工事に勇めり。七然

るにサナバ^{ラト}ト^{トビア}、及びアラビア人、アンマン人、アゾト人、

イエルサレムの石垣^{いしがき}の破損したる處も修復せられ、その裂罅^{ひびき}を塞ぐこ

とも始まりたる由^よを聞くや、大いに怒りて、八皆相集^{みなあいあつ}まり、イエルサ

レムを攻めて、不意討^{いとう}ちを行わんとせり。九されど我等は、我等の天

主に祈り、且彼等に備えて石垣^{いしがき}の上に、日夜衛兵^{えいへい}を置けり。一時にユ

を講じ得)。一²⁾ア
ンモン人。一³⁾そ

れは防禦となるだ

けの高さを有せぬ

ので、まして戦鬪

に慣れている兵な

らなおさらのこと

である。一⁴⁾ネヘ

ミアの祈禱。

五即ち曾てのユデ

ア人のように、彼

らを捕虜の身とな

らしめ給え。

ダ。云いけるは、「荷を負う者の力は衰え、土芥は餘りに多し、されば我等石垣を築く能わじ。」と。二また我等の敵云いけるは、「彼等が氣付かず知らざる間に、我等その中に入り、之を殺してその工事を中止せしめん。」と。二然るに彼等の邊に住めるユデア人等、來りて、その我等が許にと出で來りし諸々の處のことを、十度も我等に告ぐることありしかば、三我周圍の石垣の後に、それぞれ劍、槍、弓などを持てる民を配置せり。四しかして我、見廻り、起ちて、貴族、高官等及びその殘餘の平民に云いけるは、「彼等に面して恐るるなれ。主の偉大にして畏るべきを憶い、汝等の兄弟、汝等の息子、汝等の娘、汝等の妻、汝等の家の爲に戰え。」と。五されど我等の敵、我等に事の告げられたるを聞くや、天主彼等の策を破り給えり。よりて我等皆石垣の所に歸りて、各々その仕事にかかり。六その日より後の事なりき。その若者等の半分は工事を爲し、半分は槍、楯、弓を執り、鎧を着けて、戦争に備え、彼等の後にはユダの全家の長等

(6) このユダ
は集合名詞で
その民全体を
あらわす。

(7) 始終といふ意味の概数。
8) イエルサレムは絶えず警護されていたから、敵は人知れず急襲を敢行すること
ができなかつた。

ありき。一七 石垣いしがきを築さく者、荷おを負おう者及び之これを負おわする者は、片手かたてもて仕事しごとを爲なし、片手かたてに劍つるぎを持もてり。一八 即ち築さなく者各々その腰こしに劍つるぎを佩おびたるなり。⁹⁾ かくして彼等築さき、わが傍かたわらにて喇叭ラッペを吹ふ鳴ならせり。¹⁰⁾ 一九 我われ、貴族きぞく、高官等こうかんたち、及びその殘餘およの平民ひんみんに云いけるは、「工事こうじは大だいにして廣ひろし、されば我等石垣いしがきの上うえに離はなれおりて此こと彼かれと隔へだたる事遠こととおし。二〇 汝等なんじら何處やにありても、喇叭ラッペの音ねを聞きかば、我等われらの許もとに馳はせ來きたれ。我等われらの天主てんしゅ、我等われらの爲ために戰たたかわん。三一 かく我等われら自ら工事こうじを爲なさん、我等われらの半分なかは、旭日あさひの昇のぼるより星ほしの出いするまで、槍やりを携たずさうべし。」と。二二 その時とき、我また民たみに云いけるは、「各人おのくその僕しもべと共に、イエルサレムエルサレムの中なかに留とどまれ、これ、彼等かれら夜よには我等われらに代かわり、二二 畫ひには工事こうじに當あたらんためなり。」と。二三 我われも、わが兄弟きょうだいも、わが僕しもべたち等たちも、我われに從したがえへいたち衛兵えいへい等たちも、その衣服いふくを脱ぬがざりき、いざれも裸體らいたいとなりしは、ただ身みを洗あらう時のときみ¹²⁾

9) 石を積む者と運ぶ者との二種類の労働者。前者は手に武器を持ちておく必要があるのでたゞ腰に劍をさげていた。一〇) 喇叭手は、私の命令に應じて、すぐ警報を傳えることができるように、私のそばに立っていた。一一) 警衛のために。一二) フィリオンはこれを「宗教上ののみそぎ」と説明し、他は身を潔めるための普通の沐浴と解している。

第五章

ネヘミア、饑饉の時に富者の貧者を虐ぐるを咎む
彼その同國人を勵まして、之に恩恵を施す。

一 時に民とその妻との大いなる叫喚、その兄弟なるユデア人に對し
て起れり。或人々は曰く、「我等の息子娘は甚だ多し。されば我等
之が身の代として穀物を得、而して食して生きん。」また或人々は曰く
「我等、已が土地や葡萄畠や家を抵當として、飢を満たす穀物を得
ん。」更に或人々は曰く、「我等王に稅を納むる爲に金を借り受け、
我等の畠や葡萄畠を與えん。」今や我等の肉も我等の兄弟の肉の如
く、我等の子等の如し。視よ、我等は已が息子、已が娘を付して奴
隸となす。我等の娘の中には、既に奴隸女となりし者あり、しかも
我等は之を贖い返すべきものを有せず、我等の畠、我等の葡萄畠は
今他人の所有なり。」と。我は是等の言の如き、彼等の叫喚を聞

第五章 困つた場合、子供らを他のイスラエル人の奴隸に賣り渡すことは、律法の許可する所。出二一・七。利二五・三九一四一参照。
是は大なる患難。殊に財産のない者はそのため苦しんだ。富者はそれにつけて更に貧者を苦しめた。

くに及びて、大いに怒りぬ。我乃ち獨り心に思ひめぐらし、貴族及び高官等を責めて之に云ひけるは、「汝等孰れも汝等の兄弟より高利を取り立つるか。」と。しかして我、彼等を糾弾する大會を召集し、ハ彼等に云ひけるは、「我等は汝等も知る如く、我等の兄弟ユデア人の、異邦人に賣り付されたる者を、我等の力に應じて贖い返せり。然るに汝等は汝等の兄弟を賣り、我等をして之を贖わしめんとするか。」と。彼等黙して、答うる所を知らざりき。我また彼等に云ひけるは、「汝等の爲す事は宜しからず、汝等は何故我等の敵なる異邦人の非難を我等に蒙らさらしめん爲に、我等の天主を畏れて歩まさる。」我も、わが兄弟及びわが僕等も、多くの人に金や穀物を貸し與えたり。されど我等はすべて之が返却を求めず、我等に返さるべき負債を免さん。ニ汝等今日彼等にその烟酒、その葡萄、その橄欖、及びその家を返せ、また金錢、穀物、葡萄の酒、油などの百分の一も、汝等彼等より取り立つる慣例なれど、寧ろ彼等の爲に之を與えよ。」と。ニ彼等云ひけるは、「我等返し與え、彼等に何をも求め

り立てない。最早取納めねばならぬ利息それを

ず、汝の云う如くに爲さん。」と。⁴⁾ よりて我、司祭を呼び、彼等をして、わが云える所に循⁵⁾行⁶⁾べきことを誓⁷⁾わしめたり。⁵⁾

三 その上我わが懷⁸⁾を拂⁹⁾いて云¹⁰⁾いけるは、「この言¹¹⁾を果¹²⁾さざる者は、天主之¹³⁾をすべてその家¹⁴⁾より、またその職業¹⁵⁾より、かくの如く拂¹⁶⁾い去り給¹⁷⁾え。その者はかく拂¹⁸⁾われて、無¹⁹⁾一物²⁰⁾になれかし。」と。

時に會衆皆²¹⁾アメンと云²²⁾いて天主を讃美せり。しかして民、云われたる如くに爲²³⁾しぬ。¹⁴⁾ また王²⁴⁾が我にユダの地の總督たれと命じた

十二年に亘²⁵⁾り、我もわが兄弟も²⁶⁾總督の受²⁷⁾くべき祿²⁸⁾を食²⁹⁾まざりき。

五 我の前にありし舊³⁰⁾の總督等³¹⁾は民に重き負擔³²⁾をかけ、パンと葡萄³³⁾酒³⁴⁾と金錢³⁵⁾とにて毎日四十シクルを之³⁶⁾より取り、その下役等³⁷⁾も亦民を虐³⁸⁾げたり。されど我³⁹⁾は天主畏⁴⁰⁾るが故に然なざりき。⁶⁾

六 却つて我⁴¹⁾は石垣の工事を行⁴²⁾いて修築⁴³⁾し、畠⁴⁴⁾を買⁴⁵⁾いしこともなし。

⁴⁾ 天主は現代においても、かかる愛の犠牲を求めておいでにならなければ。 — ⁵⁾ ネヘミアの決定は反対なく容れられた。彼はそれに一層力を添えるため、司祭の前ですぐ莊嚴な誓を立てることを貸主達に求めた。 — ⁶⁾ 利二五・三六、四三には、貧者に對する高利貸や冷酷が、「天主を畏れよ!」という制裁を仄めかす云い方で禁じてある。

わが僕また皆集まりて工事に當れり。一七またユデア人及び高官等百五十人、並びに我等の周圍にある異邦人の中より我等の許に來れる者等も、わが食卓に在りき。一八されば毎日わが爲に、禽の外、牡牛一頭、精選りし牡羊六頭、調理せられたり。なお十日に一度、我さまざまの葡萄酒、その他の多くの物を分ち與えたり。しかも我はわが總督としての祿を受けざりき。蓋は民甚だ疲弊したればなり。一九わが天主よ、我がこの民の爲になしたるすべての事に由り、仁慈もて我を憶い給え。

ウネヘミアは、イスラエル人からは何も貢わなかつたが、自領からあがるもの、典酌としてペルシャ王から貢うものなどの自分の收入及び財を、民全體の福祉のために使つた。そしてここで少しも誇らず（母上一二・三。哥後一一・五参考）、また人の感謝を宛にせず一切を明らかにしている。彼はただ天主御獨りからの報いを期待しているだけである。

第六章

ネヘミア敵の威嚇に屈せず工事を進めて石垣を完成す。

二一然るにサナバラト、トビア、アラビア人ゴッセム、及びその殘餘の我等の敵、我が石垣を修築して、之に一箇所の破損をも遺さずと聞くや、（但しその時まで我は門に扉を

取付けざりき。」サナバラトとゴッセム、わが許に人を遣して云わしめ

けるは、「いさ、我等オノ¹⁾の平野にある村々にて、共に盟約を結ばん。」

と。實は彼等我に害を加えんと思いたるなり。²⁾ 三よりて我、彼等の許に

使者を遣して云わしめるは、「我は大工事をなし居りて、下り行く能

わざ。然らずして我汝等の許に下り行く時は、そは等閑にせらるべし。」

と。四彼等四度もかの言を託してわが許に人を遣しければ、我も前の言

の如く之に答えたり。五されどサナバラトは五度目にも前の言を託した

るその僕を、わが許に遣しけるが、その手に書簡あり、かくの如く録さ

れたり。「國々に聞え、且ゴッセムも云えり、『汝とユデア人等、叛逆

を思立ちて、その爲に汝石垣を築き、自ら彼等の上に立ちて王となら

んと欲す。この故に、汝また預言者を置き、汝の事をイエルサレムに

觸れしめて、ユダに王あり、と云わしめたり。」と。王、是等の事を

傳え聞かん。されば今來れ、我等共に評議せん。」と。³⁾ 八我乃ち彼等に

第六章 イオノ

はヤツファから
行程約四時間。

の暴力に訴えて

イエルサレムを

攻める計畫が破

れてから、敵は

相手方の首領を

なくして、これ

を四散せしめよ

うと、奸計を以

てネヘミア一人

を除こうとした

(一節)。亞一三

・七参照。

³⁾ 彼らはどうすればネヘミアがペルシャ王に對

云い遣りけるは、「汝の云いし如き、かかる事を爲したる例なし。蓋し、汝は之を己が心より作り出だせるなり。」と。即ち是等の人々は皆我等を恐れしめて、工事より我等の手を引かしめん、さらば我等中止するならん、と思ひしなり。この故に、我更にわが手を強うしたり。⁴⁾ 一〇次いで我、密かにメタベールの子なるグラヤの子セマヤの家に入りしに、彼云いけるは、「我等天主の家、聖殿の中にて共に熟議し、家の戸を開鎖しおかん、⁵⁾ 其は彼等汝を殺さんとて来るべく、しかも夜に汝を殞さんとて来るべければなり。」と。

一一我云いけるは、「我的如き者、豈逃ぐべけんや。誰か我的如き者、聖殿に入りて、生き存えんや。我は入らじ。」と。一二我は天主彼を遣し給いしに非すして、彼ただ預言者の如く裝いて我に説きしに過ぎず、トビアとサナバラトとが彼を買收したることを悟れり。二三蓋し、彼が金錢を取けしは、我をして恐怖より然行いて罪を犯さしめ

し申し開きできるかを聞こうとして、彼に對し好意ある如く装うた。⁴⁾ ヘブレオ語「さればこそ今（天主よ）、我らの手を強くし給え。」⁵⁾ 祈禱のためと、始めた工事を早く完成するため。⁵⁾ 俗人が聖殿の内部聖所に入ることは禁じられていた。セマヤは、現状ではネヘミアのために、一つ例外を行ふべきだと云つたのである。

一四

以て彼等に、我を責むべき惡事を握らしめん爲なりき。一四主よ、かくの如き事をなしたるトビアとサナバラトに對し、また我を恐れしめんとしたる女預言者アデイア及びその他の預言者等に對し、我を憶え給え。一五さて石垣は五十二日を経て、エルルの月の二十五日に完成せり。⁽⁶⁾ 一六かくて我等の敵皆之を聞くや、我等の周圍にある異邦人悉く恐れて、その胸中の意氣沮喪し、この工事が天主によりなされたることを悟るに至れり。一七更にその頃ユダヤ人の貴族等トビアの許に數多の書簡を遣り、トビアよりも彼等の許に書簡來れり。一八蓋しユダアには彼と盟約を結べる者多かりしなり、是、彼はアレアの子セケニアの婿にして、その子ヨハナンも、バラキアの子モソラム⁽⁷⁾の娘を娶りたればなり。一九なお彼等はわが前にて彼を讀め、またわが言⁽⁸⁾を彼に傳えたり。トビアは我を恐れしめんとて、書簡を遣れり。

一五

一六

一七

一八

一九

のエルルはユダヤ教會暦年の第六月で、太陽暦の八月後半と九月前半とに當る。石垣の一半は既に出來あがつたと記してあるから(四・六)、あと半分の完成にあるから(四・六)、五十二日かかつたのである。一七モソラムはレヴィ族であるのみか、アーロンの一族でさえあつた(三・四及び三〇を見よ)。一八「わたしの言行」の義。

第七章

ネヘミア、イエルサレムに番兵を置く——初めにバビロンより

帰り来る人々の名簿

一さて石垣を築き、扉を取付け、門衛、歌手、及びレヴィ人の数を調べたる後、¹⁾「我はわが兄弟ハナニ、及びイエルサレムの家の長²⁾ハナニア（この人は實に誠ある人にして、餘人より天主を畏るる者と見えたり）に命じて、³⁾彼等に云いけるは、「日の熱くなるまでは、イエルサレムの門を開くべからず。」と。しかして彼等がなお傍に立てる間に、門を開じ門をさし、我、イエルサレムの住民の中より衛兵を出して、各々その順番に循⁴⁾い、それぞれ己が家の對處に置きたり。⁴⁾その市は甚だ廣くして大なりしが、その中にある民は少く、家も未だ建てられざりき。⁵⁾時に天主わが心に入れ給いたれば、我、貴族、高官等、及び平民を集めて之を調べんとせり。我、最初に上り來りし人々の調査簿を得て見たるに

第七章 ¹⁾集四九

・一五。——²⁾ヘブレオ語では「城のつかさ」二・八、とその註を見よ
³⁾見張の仕事を過重にせぬため
に、門をあまり早く開けさせず
たら番兵達を帰らせようという
のである。

その中に録して曰く、以下はバビロンの王ナブコドノソルが捕え移せるものにて、引き行かれおりしが、捕囚より上り來り、イエルサレム及びユダに歸りて各々その市に入りし州の裔等なり。⁴⁾ セゾロバベルに隨い來れる者は、ヨズエ、ネヘミア、アザリア、ラーミア、ナハマニ、マルドケオ、ベルサム、メスファラト、ベゴアイ、ナフム、バーナ。イスラエルの民の人數は、ハファロスの子孫二千百七十一人。⁵⁾ サファティアの子孫三百七十二人。⁶⁾ アレアの子孫六百五十二人。⁷⁾ ヨズエとヨアブとの裔なるファハト・モアブの子孫一千八百十八人。⁸⁾ エラムの子孫千二百五十四人。⁹⁾ ゼト・ウアの子孫八百四十五人。¹⁰⁾ ザカイの子孫六百一十八人。¹¹⁾ アズガドの子孫二千三百六百四十八人。¹²⁾ ベバイの子孫六百一十八人。¹³⁾ バンヌイの子孫二十二人。¹⁴⁾ アドニカムの子孫六百六十七人。¹⁵⁾ ベグアイの子孫二千六十七人。¹⁶⁾ アディンの子孫六百五十五人。¹⁷⁾ ヘゼキアの裔なるアテルの子孫九十八人。¹⁸⁾ ハセムの子孫三百二十八人。¹⁹⁾ ベサイの子孫三百二十四人。²⁰⁾

4) 以下の名簿には、實際ゾロバベルに率いられてユダアに帰つて來た人々の名前と数とが載せてある。一部名前と数とが多少異つているが、エズラ書のはじめにあるのと全く同じ。喇二・一以下参照。

ハレフの子孫百十二人。^{二四}ガバオンの子孫九十五人。^{二五}ベトレヘム及びネトウファの子孫百八十八人。^{二六}アナトトの人百二十八人。^{二七}ベタズモトの人四十二人。^{二八}カリアティアリム、ケファイラ、及びベトロの人七百四十三人。^{二九}ラマ及びゲバの人六百二十一人。^{三〇}マクマスの人百二十一人。^{三一}ベテル及びハイの人百二十三人。^{三二}他のネボの人五十二人。^{三三}他のエラムの人千二百五十四人。^{三四}ハレムの子孫三百二十人。^{三五}他のエリコの裔等三百四十五人。^{三六}ロド、ハディド及びオノの裔等七百二十一人。^{三七}セナードの子孫三千九百三十人。^{三八}司祭は、ヨズエの家のイダヤの子孫九百七十三人。^{三九}エンヌルの子孫千五百二人。^{四十}ファシユルの子孫千一百四十七人。^{四一}アレムの子孫千十七人。^{四二}レビイ人はヨズエとケドミヘルとの子孫にして、^{四三}オドウヤの裔たる者、七十四人。^{四四}歌手は、アサフの子孫百四十八人。^{四五}門衛は、セルムの子孫、アテルの子孫、テルモンの子孫アツクブの子孫、ハティタの子孫、ソバイの子孫百三十八人。^{四六}ナティン人は、ソハの子孫、ハスファの子孫、テバオトの子孫、^{四七}ケロスの子孫、シアードの子孫、^{四八}ファドンの子孫、レバナの子孫、ハガバの子孫、セルマイの子孫、^{四九}ハナンの子孫、ゲッデルの子

孫、ガヘルの子孫、^{五〇}ラーヤの子孫、ラシンの子孫、ネコダの子孫、^{五一}ゲゼムの子孫、
 アザの子孫、ファセアの子孫、^{五二}ペサイの子孫、ムニムの子孫、ネフシムの子孫、^{五三}バ
 クブクの子孫、ハクファの子孫、ハルフルの子孫、^{五四}ベスロトの子孫、マヒダの子孫、
 ハルサの子孫、^{五五}ベルコスの子孫、シサラの子孫、テマの子孫、^{五六}ナシアの子孫、
 イファの子孫。^{五七}サロモンの臣僕の子孫は、ソタイの子孫、ソフェレトの子孫、ファリ
 ダの子孫、^{五八}ヤハラの子孫、ダルコンの子孫、イエッデルの子孫、^{五九}サファティアの子
 孫、ハティルの子孫、アモンの子サバイムより出でたるフオケレトの子孫。^{六〇}ナティン
 人とサロモンの臣僕の子孫とは合せて三百九十二人。^{六一}また以下は、テルメラ、テルハ
 ルサ、ケルブ、アブドン及びエンメルより上り來りしが、己がイスラエルより出でたり
 や否や、その父祖の家をも、その血統をも示すこと能わざりし者なり。^{六二}ダラヤの子孫、
 トビアの子孫、ネコダの子孫、六百四十二人。^{六三}また司祭の中にては、ハビアの子孫、
 アッコスの子孫、ベルゼライの子孫。ベルゼライは、ガラード人ベルゼライの娘の一人
 を妻に娶りて、その名を稱せるなり。^{六四}是等の者は、系図書の中にその署名を探ねたれ

六五

六六八

六六九

ど、見えざりしかば、司祭職より逐われたり。⁵⁾ 六五時にアテルサタ⁶⁾ は彼等に、博學精知の司祭の起るまでは、至聖なる物を食すべからずと命じた

り。六六全會衆を一括すれば、四万一千三百六十人、六七外にその僕婢⁷⁾ありて、是等は七千三百三十七人なりき。またその中の、男女の歌手は二百四十五人。⁸⁾ その馬は七百三十六頭、その驃馬⁹⁾は二百四十五頭、¹⁰⁾ その駱駝¹¹⁾は四百三十五頭、驢馬¹²⁾は六千七百二十頭。

此まで述べたるが、調査簿に錄してありし事なり、以下はネヘミアの歴史を編めるものなり。¹³⁾

セ。さて、諸族の長等數人は、工事の爲に献納せり。アテルサタは金一千ドラクマ、鉢五十箇、及び司祭の服三十着を寶庫に献納せり。セ二また諸族の長たる或人々は、金二万ドラクマ及び銀二千一百斤を工事の庫に献納せり。セ二更に殘餘の民が献納せる物は、金二万ドラクマ、⁸⁾ 銀二千斤、及び司祭の服六十七着なりき。セ三しかして司祭、レビイ人、門衛、歌手、その殘餘の平民、ナティン人、及びすべてのイスラエル人など、その市々に住めり。

5) 喇二・六二。

6) アテルサタ

即ち總督はゾロバベル。

7) 原文にない

これららの言葉は、ただ若干

のラテン語本

の縁に書いて

あるだけ。手

書である。

8) ダリーグの代りに書き誤つたもの。

第八章

エスドラス、民の前にて律法を朗讀す——ネヘミア、民を慰む——民幕屋祭を行う。

一
かくて第七月は來りぬ、イスラエルの裔等はその市々にありしが
民皆さながら一人の如く、水の門の前にある廣場に集いて、律法學
士エスドラスに、主がイスラエルに命じ給える、モイゼの律法の書
を持ち来るべしと云えり。是に於いて司祭エスドラス、その第七
月の一日に、男女の會衆及び凡て理解し得る者共の前に、律法を
持ち來れり。しかして彼、水の門の前にある廣場に於いて、朝
より正午まで、男女及び智者の眼前にて之を朗讀しけるが、民皆そ
の書に耳を聴てたり。時に律法學士エスドラスは演説の爲に豫じ
め設けおきたる木の臺の上に立ち、その傍には、右にマタティア、
セメヤ、ニア、ウリア、ヘルキア、及びマーシア、左にファダヤ、
ミサエル、メルキア、ハスム、ハスバダナ、ザカリア、及びモソラ

第八章 1) 律法の朗讀は七年日毎に幕屋祭の時に行われた
(申三一・一〇一一三)。この祭はティスリの月(十月)の十五日に催されたが今度は庶民の元日たる同月の一日にこれをを行うこととした。利二三・二四を見よ水の門は市の東側にあり聖殿の近くにあつた。

ム立てり。五やがてエスドラス、すべての民の前にてその書を開きぬ。
 彼はすべての民よりも高き處にありき。しかして彼の之を開きし時、すべての民立ち居たり。六次いでエスドラス、主、偉いなる天主を讃美し奉りたるに、民いすれもアメン、アメン、と答え、その手を擧げて、身を屈め、地に平伏して天主を禮拜せり。さるほどにヨズエ、バニ、セレビア、ヤミン、アックブ、セブタイ、オディア、マーシア、ケリタ、アザリア、ヨザベド、ハナン、ファラヤなどのレヴィ人、律法を聽かせんとて民を靜めたり。民はなおその席に立ちおれり。八彼等乃ちその書に就きて、天主の律法を、解し得る如く判然と明瞭に讀めり。さればその讀まるるや、民理解せり。九時にネヘミア（即ちアテルサタ）、司祭にして律法學士なるエスドラス、及びすべての民に説明するレヴィ人等云いけるは、「この日は主我等の天主のために、聖としたる日なり、嘆くなかれ、泣くなかれ。」と。蓋は民皆律法の言を聽きて泣きたればな

のわが教會で福音朗讀の際に起立して聽くのと同様、天主の御言に對する尊敬から。一四帰還者の多くはヘブレオ語を忘れてしまつたので、レヴィ人は律法をアラメア語で説明した。爾來この語がいつも多く用いられた

一〇。り。一〇。彼⁶⁾ また彼等に云いけるは、「行きて、肥えたる物を食し、蜜入りの葡萄酒を飲め。しかして之を自ら備うる能わざる者にもその分を贈れ。⁷⁾ 其は主の聖日なればなり。汝等悲しむなかれ、實に主に於ける歡喜こそ、我等之力なれ。」と。二レヴィ人等も亦、民一同を静めて云いけらく、「聖日なれば、汝等黙せよ、悲しむなかれ。」と。三是に於いて、民皆去りて飲食し、なお他人に分ち贈り、大なる樂しみをなせり。其は彼等、彼⁸⁾が教えし言を、解したるが故なり。二日目には、すべての民の族長たち、司祭及びレヴィ人等、律法學士エスドラスの許に集い來り、彼をして己等の爲に律法の言を説明せしめんとせり。四かくて彼等、主がモイゼの手によりて命じ給えりと、律法に錄されたる所を見しに、第七月の祝祭には、イスラエルの裔等幕屋に住むべし、とあり⁹⁾ 五また、そのすべての邑々及びイエルサレムに布令し、呼ばわり告げて、「出でて山に入り、橄欖の枝、麗しき木

5) 民が涙を抑えかねたのは、律法の朗讀によつて數々の非違を思い出させられたからである。一〇。ネヘミヤカエスドラス。

の貧民を御馳走にあずからせる代りに（申一四・二九。一六・一四。）、彼らにその分を贈つた。哥前一一・二一參照。一〇。本章註六に同じ。

9) 利二三・三九一四三。申一六・一三十一五。

の枝、桃金娘の枝、棕櫚の枝、及び繁れる木の枝を取り來りて、錄され

たる如く幕屋を作れ。」と云うべし、とありき。

一六 民乃ち出で行きて取り來り、夫々その屋根の上、その庭、天主の家の庭、水の門の廣場、エ

フライム門の廣場などに、己のため幕屋を造れり。一七 捕囚より歸り来り

し會衆、いざれもかくの如く幕屋を造りて、幕屋に住めり。蓋し、ヌン

の子ヨズエの日より、その日に至るまで、イスラエルの裔等、然なした

ることなかりしなり。¹⁰⁾ その時大いなる歡喜ありき。一八 かくて最初の日

より最後の日まで、日毎天主の律法の書を讀めり。しかして人々七日の

間祝祭を行ひ、八日目には典禮に従い集會¹¹⁾を催せり。

¹⁰⁾ イスラエル人はこの祝を一再ならず行つた。

ネヘミアの言葉

はただこの度のその祝の甚だ盛大であつたことを述べただけ。

¹¹⁾ 最後の祝祭

(利二三・三六)。

第九章

民斷食し粗衣を纏いて痛悔す一レヴィ人天主の御恩を謝し、民の忘恩を詫ぶ一レヴィ人民の爲に祈りて天主と契約を結ぶ。

一さてその月の一十四日に至り、イスラエルの裔等、斷食し、亞麻の粗布を纏い、身に

二 土を被りて集まれり。 三 しかし イスラエルの裔等の後胤は、あらゆる
 異邦の裔等を離れて立ち、己が罪とその父祖の不義とを告白せり。 三 彼等身を起して立ち、日に四度²⁾ 主その天主の律法の書を読み、また四度告白して、主その天主を禮拜せり。 四 時にヨズエ、バニ、ケドミヘル、サバニア、ボンニ、サレビア、パニ、及びカナニ、レヴィ人の臺に上り主その天主に向かいて、大聲に呼ばわれり。 五 次いでレヴィ人なるヨズエ、ケドミヘル、ボンニ、ハセブニア、セレビア、オダヤ、セブニア、ファタヒア等云いけるは「汝等起ちて、主汝等の天主を永遠より永遠まで頌えよ。願わくは人々が汝の榮ある尊き御名を、稱揚讚美の限りを盡して讀めんことを。 六 主よ、汝こそは唯一のもの。汝は天と諸天の天とその萬軍、七 地とその上にあるすべての物、海とその中にあるあらゆるものを創造り、之に悉ぐ生命を賜えり。されば天軍汝を禮拜す。 七 主たる天主よ、アブラムを選びて之をカルデア人の火⁴⁾ の中より導き出し、そ

第九章 1) 以後 天主の聖にして 唯一なる御民として生きようと思ひ定めた彼らは、異教徒との交際を全くやめた。——學るへ
 ブレオ語によれば、日の四分の一、即ち三時間にわたり。
 3) すべての星。
 4) カルデアにあるウル市。この名前の意味は「火」である。
 或は彼がそこで

の名をアブラハムと命け給いしは汝にこそ。⁵⁾ 八汝はまたその心の汝の前に忠實なるを齎して、之と契約を結び、以てカナアン人、ヘト人アモル人、フェレズ人、イエブス人、及びゲルゲス人の地を之に與え、その後胤に與えんとし、且その御言を果し給えり、是、汝は義しく在すに由りてなり。九更に汝は、エジプトにては我等の父祖の患難を齎し、紅海の邊にてはその叫びを聞召し、一〇アラオに對し、そのすべての臣僕に對し、その國の諸々の民に對して、徵と奇蹟とを行い給えり、蓋し汝はその彼等に對して傲慢に振舞いしを知り給えるなり。かくて汝は今日ある如く、名を成し給えり。二乘え汝は彼等の前にて海を分ち給いければ、彼等は乾ける地を踏みて海の中を通りぬ。されど彼等を追う者は、汝さながら石を大水に投げ入るる如く、之を深みに投げ入れ給いき。三次いで晝は雲の柱もて、夜は火の柱もて、彼等を導き、その行くべき道を示し給えり。三汝はまたシナイ山に降りて、天より彼等と語り、正しき規定と、眞の律法と、典禮と善き誠命とを之に授け、四汝の聖なる安息日を之に示し、

出逢つ
た患難
の火中
から。
5) 創一
一・三。

一五 汝の僕モイゼの手によりて、誠命と典法と律法とを之に命じ給えり。一五またそ

の飢うるに當りては、之に天よりパンを與え、その渴くに當りては、之が爲に岩より水を出し、且彼等に、汝が之に付さんとて手を擧げ給いし。その地に入

りて之を獲べき由を曰いぬ。一六然るに彼等即ち我等の父祖は、傲慢に振舞いて

その頸を剛くし、汝の誠命に耳を藉さず、一七聽従うことを拒み、汝が彼等の爲

に行い給いし奇蹟を思い出すこともせざりき。却つてその頸を剛くし、さながら逆う如く頭首を立てて、その奴隸たりし境涯に歸らんとせり。されど罪を赦

し給う天主なる汝は寛仁、愛憐、大度にして慈悲深く在し、彼等を棄て給わず

一八彼等が己のために鑄物の犠を造り、是こそ汝の天主にして、汝をエジプト

より導き出せし者なれ。』と云いて、大いなる冒瀆を行ひし時にすら、然りき。一九汝はまたその深き御憐憫よりして、荒野に於いても彼等を棄て給わず、

晝は雲の柱彼等より離れずして彼等を道に導き、夜は火の柱離れずして行くべき道を之に示せり。二〇更に汝は彼等を教えんとて之に汝の善き靈を賜い、汝

6) 誓い
7) エジ

給いし

帰る意

プトに

圓に就

いては

民一四

・四を

見よ。

8) 出一

三・二

一。

二のマンナを彼等の口より絶やさず、渴く時には之に水を與え給いぬ。⁹⁾ 二かく

汝四十年の間荒野にある彼等を養い給いければ、彼等は何の不足もなく、その

衣服も古びず、その足も疲れざりき。¹⁰⁾ 三しかして汝彼等に國々とその民とを

與えて、之を籤にて分ち給えり。なお彼等はセホンの地、ヘセボンの王の地、

及びバサンの王オグの地を得たり。三かくて汝は彼等の裔等を空の星の如く増

殖し、曾てその父祖に、入りて得べしと曰いし地に之を導き給えり。四よりて

その裔等、来りてこの地を得しが、彼等の向う所、汝この地の住民たるカナア

ン人を打ち服え、之をその王等もその國の民も、思いのままに扱わしめんとて

彼等の手に付し給えり。五かくて彼等、堅固なる邑々と肥沃なる地とを取り、

諸種の佳き物に満てる家々、他人の掘りたる井戸、葡萄烟、橄榄烟及び數多の

果物生る樹を得、食して飽き足り、肥え太り、汝の大いなる惠に浴して樂しみ

けるが、二六しかも汝の御忿怒を招きて汝を離れ、汝の律法を背後に投げ棄てて

顧みず、彼等を戒めて御許に立歸らしめんとしたる汝の預言者等を殺し、大い

○・二
一八。
⑨民二
10)申八

四。

二七

なる冒瀆を行えり。ニセ故に汝彼等をその敵の手に付し給い、彼等之を苦しめたり。されどその患難の時に當り、彼等汝に向かいて叫びたるに、汝天より聽き、御憐憫の豊かなるによりて、その敵の手より救わしめんとて彼等に救濟者等を與え給えり。⁽¹¹⁾ 二八 然るに彼等、安康を得るや、舊に復りてまた御眼前に惡事をなしければ、汝之を棄ててその敵の手に委ね給い、敵之を支配したりき。時に彼等また回心して汝に呼ばわりしかば、汝天より聽き、御憐憫によりて屢々彼等を救い給いぬ。⁽¹²⁾ 二九 かく汝は彼等を戒めて、汝の律法に歸らしめんとし給いけるが、彼等は傲慢に振舞いて、御誠命に耳を藉さず、御規定め、即ち人の之を行ひ之に依つて生くべき事に背きて罪を犯し、肩を引き、⁽¹³⁾ 三〇 その頸を剛くして聽かざりき。三〇 しかも汝は彼等に對して猶豫し給うこと多年、汝の預言者等の手により御靈もて彼等を戒め給いしに、彼等なおも聽かざりければ、之を異邦人の手に付し給えり。三一 されど汝は御憐憫豊かに在して、彼等を絶滅はし給わず、また之を棄つることをもなし給わざりき、是、

⁽¹¹⁾ 本節には士師時代の民の態度が述べてある（士二・一一二・三・三・九、一五。

四・六、二

四、一五。

四参考)。

⁽¹²⁾ 擋うを拒むかたち。

汝は愛憐、寛仁なる天主に在せばなり。されば今、大いにして力ある畏るべき我等の天主、契約を守り憐憫を保ち給う御者よ、アッシリヤの王等の日より今日に至るまで、我等、我等の王等、我等の諸侯、我等の司祭等、我等の預言者等、我等の父祖等、汝のすべての民に臨みしあらゆる苦勞より、御顔を背向け給うなけれ。我等に起りし萬事に就きて、汝義しく在す。汝は信義を守り

⁽¹³⁾ 王の賦役に徴用しなどして。

三三
三四
三五
三四
三六
三七

給いしに、我等は惡事をなしたればなり。我等の王等、我等の司祭等、及び我等の父祖等は、汝の律法を行はず、御誠命と、汝が彼等に示し

給える證詞とを顧みざりき。しかも彼等は己が國にあり、汝が之に賜える數多の御恩惠に浴し、汝がその眼前にて渡し給える廣くして肥えたる地にありながら、汝に事えず、その惡しき營みを離れざりしなり。視よ、我等今日奴隸たり、しかも汝が我等の父祖に、そのパンとその佳物とを食せしめんとて與え給える地、其處に於いて我等奴隸たるなり。その產物が幾重の山と積まるるは我等の罪故に汝が我等の上に立て給いし王等の爲にして、彼等は我等の体と

三八

我等の駄獣とを、その思いのままに驅使うに由り、我等は
大なる患難の中にあるなり。^{三八}されば是等一切の事の爲
に、我等契約を結びて之を錄し、我等の諸侯、我等のレヴ
イ人、我等の司祭等、之に署名す。¹⁴⁾

第十章

契約の署名者、及びその内容。

さてその署名者は次の如し。¹⁾ ハケライの子にてかのア
テルサタ²⁾たるネヘミア、及びセデキア、³⁾ニサラヤ、アザ
リア、イエレミア、⁴⁾フェシユル、アマリア、メルクア、
ハットウス、セベニア、メルク、⁵⁾ハレム、メリムト、
オブディア、ダニエル、ゲントン、バルク、モソラム、
アビア、ミアミン、ハマージア、ベルガイ、セメヤ、⁶⁾是等
は司祭なり。⁷⁾次にレビイ人は、アザニアの子ヨズエ、へ

14) 本節は次の章に屬す。ヘブレオ語聖書では今日のその前書きにおいても冒頭にある。

第十章 ¹⁾前章三八節の續き。

²⁾ アテルサタは「畏れらるる人」の義。即ち總督。³⁾ 大司祭エリアシブが脱落している。以下司祭の名前が二十一記してあるエスドラスは發企人で指導者なるが故に書いてない。

ナダドの子等の中、ベンヌイ、ケドミヘル、一〇及び彼等の兄弟セベニア、オダ

ヤ、ケリタ、ファラヤ、ハナン、ニミカ、ロホブ、ハセビア、ニザクル、セレ

ビア、サバニア、ニオダヤ、バニ、バニス。一四民の首長は、ファロス、ファハ

ト・モアブ、エラム、ゼトウ、バニ、一五ボンニ、アズガド、ベバイ、一六アドニ

ア、ベゴアイ、アティン、ニセアテル、ヘゼキア、アズル、一八オダヤ、ハスム、

ベサイ、一九ハレフ、アナトト、ネバイ、ニメグフィア、モソラム、ハジル、

ニメシザベル、サドク、イエツドウア、ニフエルティア、ハナン、アナヤ、

ニオゼー、ハナニア、ハッスブ、二四アロヘス、ファレア、ソベク、ニ五レフム、

ハセブナ、マーシア、ニ六エカヤ、ハナン、アナン、ニセメルク、ハラン、バーナ、

ニ八及び民の殘餘の者、司祭レヴィ人、門衛、歌手、ナティン人、並に凡て異

邦人を離れて天主の律法を奉じたる者⁴⁾とその妻その息子その娘など。ニ九理解

し得る彼等の貴族たちは皆その兄弟等の代りに誓いぬ。即ち彼等來り約して誓か

いけらく、「天主がその僕モイゼの手によりて授け給いし律法に歩み、以て主

照。

4) 本九

我等の天主の御誠命と、その規定と、その典憲とを悉く行い守らん」と。三〇しかして曰く、「我等はこの地の民に我等の娘を與えじ、また我等の息子の爲に彼等の娘を娶らじ。」⁵⁾ 三一またこの地の民、安息日に商品及び諸種の用品を持ち來りて賣らんとするも、我等安息日並に聖日には彼等より之を受け取らじ。なお七年目には一定の免除をなし、いすれの手よりの負債請求をも、差し控えん。⁶⁾ 三二更に我等は自ら規定を設け、年毎に一シクルの三分の一を奉りて、我等が天主の家の必要に備え、⁷⁾ 三三供えのパンの爲、⁸⁾ 常時素祭の爲、⁹⁾ 安息日、新月、諸の祝祭に於ける常時燔祭の爲、¹⁰⁾ 聖物の爲、罪祭の爲に用い、以てイスラエルの爲に祈りをなし、且我等の天主の家のあらゆる用に供せんとす。

⁵⁾ 混宗結婚に對する掟については、出三四・一六。申七・三を見よ。

⁶⁾ 安息日を守ること、及び赦免の年に就いては、利ニ五・四。申一五・一を見よ。一の毎年の聖殿のための特別の獻金は、民が自ら進んで行つた。一八アルタクセルクセズ手長王が、ユデアの祭祀を維持するために約束した補助は(喇七、一一〇—一一)キチンと與えられることになつていたが、それだけでは足りなかつた。

それにイスラエル人達は聖所のそういう費用を、一部自分等で出すのを喜んだ。一九朝小羊一頭、夕にも同じく一頭、それに小麥粉に油をかけた素祭と灌祭。

三五 また薪^{たき}¹⁰⁾の奉獻に就きては、我等司祭、レビイ人及び民の仲間にて籤を抽き、年々時を定めて我等の父祖の家が我等の天主の家に之を持ち來り、以てモイゼの律法に錄されたる如く、主我等の天主の祭壇の上にて焚くこととせん、と。三五また曰く、我等は己が土地の初物とすべての木の果の初物とを、年々主の家に持參し、三六律法に錄されたる如く、我等の子等と、我等の家畜との初出、及び我等の羊との初仔をも携え來りて、我等の天主の家において、我等の天主の家に奉事する司祭等に獻げ、¹¹⁾三七また我等の食物、我等の灌祭の物、あらゆる樹の果、葡萄の收穫、油などの初物も、我等之を司祭の許に持參して我等の天主の倉庫に納め、¹²⁾我等の土地より上る十分の一をレビイ人の許に持ち來らん。このレビイ人たちはすべての市々より、我等の作物の十分の一を受くべきなり。三八レビイ人の十分の一を受くるに當りては、アーロンの裔なる司祭、¹³⁾そのレビイ人と共にあるべ

10) 薪の調達は木に乏しい同国では、非常な労力を要しまた大なる出費をも伴つたであろう。初子の奉獻については、出二三・一九。利二三・一七参照。¹¹⁾そこで司祭達の間に分配された。¹²⁾人が十分の一を持參した時には、いつも司祭が職權により立會つた。

三九

し、しかしてレヴィイ人等はその十分の一の十分の一を我等の天主の家に獻げ、寶の庫の貯藏室に納むべし。^{三九}即ちイスラエルの裔等及びレヴィイの裔等、穀物、葡萄酒、油など初物を寶庫に搬ぶべし。なお其處には聖器類をおくべく、また司祭、歌手、門衛、僕等在るべし。さて我等は、我等の天主の家を棄てじ。」と。

第十ー章

イエルサレム、及びその他の邑の住民。

一時に民の諸侯はイエルサレムに住めり。またその殘餘の民は籤を抽きて、十人の中一人を取り、之を聖都イエルサレムに住まわしめ、九人を他の市々に住まわしめたり。二なお凡て自ら進みてイエルサレムに住まんと申し出する人々は、民之を祝福せり。¹⁾ 三イエル

第十一章 1)イエルサレムに定住した人は、それによつて自族領内の自分の相續不動産を放棄し、同市維持のためにいろいろな負擔や聖所の御用を受けなければならなかつた。それでイエルサレムに、應わしい多数の人口をもたせるため、すべての支族中、そのから（諸侯）と、十中一つの世帯がそこに定住せねばならぬように定められた。後者は抽籤できめるのであるが、自ら進んで行きたい人がその當籤者の代りになることもできた。その場合免かれた者は、同市以外の所

二

三

サレム及びユダの諸市に住めるこの州²⁾²⁾の長等は次の如し。又イスラエル、司祭レビイ人、ナティン人、サロモンの臣僕の子孫など、いずれも各々その邑々にある己が所有地に住めり。^{4)さて}イエルサレムには、ユダの子孫の中にも、ベンヤミンの子孫の中にも、住める者あり。ユダの子孫にては、アジアムの子アタヤ、アジアムはザカリアの子、これはアマリアの子、これはサファティアの子、これはマラレールの子。ファレスの子孫の中にては、^{5)バ}ルクの子マーシア、バルクはコルホザの子、これはハジアの子、これはアダヤの子、これはヨヤリブの子、これはザカリアの子、これはシロン人の子なり。^{6)是等}ファレスの子孫にしてイエルサレムに住める者は、⁷⁾²⁾ペルシヤ所屬イスラエル州。

八人あり、いずれも豪勇の士なり。^セまたベンヤミンの子孫は次の如し、モソラムの子セルム、モソラムはヨエドの子、これはエテールの子、これはイザヤの子、これはコラヤの子、これはマシアの子、これはエテールの子、これはイザヤの子、^{8)之に}次いではゲツバイ、セライなど、九百二十八人。^九しかしてゼクリの子ヨエ

一。 ル、彼等の長たり、セヌアの子ユダ、次長として³⁾市を治む。一〇また司祭は、ニヨアリブの子イダヤ、ヤキン、ニヘルキアの子サラヤ、ヘルキアはモソラムの子、これはサドクの子、これはメラヨトの子、これは主の家の長アキトブの子、三三なお聖殿の仕事をなすその兄弟八百二十二人。⁴⁾ イエロハムの子アダヤ、イエロハムはフェレリアの子、これはアムシの子、これはザカリアの子、これはフエシユルの子、これはメルキアの子、更に父祖の長たるその兄弟二百四十二人。またアズレールの子アマツサイ、アズレールはアハジの子、これはモソラモトの子、これはエンメルの子、甚だ剛勇なるその兄弟百二十八人、しかしてその長は力ある者⁴⁾の裔ザバディエル。⁵⁾ レヴィ人は、ハスブの子セメヤ、ハスブはアザリカムの子、これはハサビアの子、これはボニの子、なお、レヴィ人の長の中にサバタイ、及びヨザベドあり、主の家のあらゆる外の仕事を掌る。⁶⁾ 更にミカの子マタニアあり、祈禱の時に長として讃美感謝に當る、因みにミカはゼベディの子、これはアサフの子なり。またその兄弟の中にて二

³⁾副總督の資格で。
⁴⁾ヘブレオ語「ハツゲドリム」。

番目なるベクベキアあり、サムアの子アブダあり、サムアはガラルの子

これはイディイトウンの子なり。一八聖都にあるレヴィ人は合せて二百八十

四人。^{一九}門衛はアツクブ、テルモン、及びその兄弟等にして、是等門を

守る者は百七十二人。^{二〇}イスラエル出のその殘餘の者、即ち司祭、レヴ

イ人、いすれもユダの諸所の市にありて、各々その所有地にあり。^{二一}ナ

ティン人はオフェルに住めり、シアハ及びガスファ、そのナティン人の

中^二なり。ニイエルサレムにあるレヴィ人の長はバニの子アッジにして

バニはハサビアの子、これはマタニアの子アッジにして

フの子孫^三の中には天主の家に奉事する歌手等ありしが、三彼等に就き

ては王^四の命令ありて、毎日歌手の順序を定めしなり。^{二四}ユダの子ザラ

の子孫なるメセゼベルの子ファタヒアは、王^五の手によりて^六民事一切に

當り、二五またすべてその地方^七地方に於ける家々の事に當れり。ユダの子

孫たる者は、カリアトアルベとその從屬地^八、ディボンとその從屬地、

⁵⁾ フィリオンも
アルントもライ
シェルも「ナテ
イン人の長」と
譯して居る。

⁶⁾ 代下三五・一
五。一⁷⁾ アルタ
クセルクセス。

二四節も同様。

⁸⁾ フアタヒアは
イスラエルの民
とアルタクセル
クセス王との間
の用務の仲介を
した。⁹⁾ 原語
filibus 「娘等」

及びカブセールとその小村に住み、ミエスエ、モラダ、ベトファレト
に住み、ミセハセルスアル、及びベルサベーとその從屬地に住み、ミハシケ
レグ、及びモコナとその從屬地に住み、ミルレンモン、サラ、イエリム
トに住み、ミザノア、オドラム、及びそれらの村々、ラサスとその地方
並びにアゼカとその從屬地に住めり。かく彼等はベルサベーよりエンノ
ムの谷にかけて定住せり。ミ二またベンヤミンの子孫は、ゲバよりメクマ
ス、ハイ、ベテルとその從屬地、ミニアナトト、ノブ、アナニア、ミアソ
ル、ラマ、ゲタイム、ミハディド、セボイム、ネバラト、ロド、ミ五工人
の谷¹⁰⁾にあるオノに住めり。ミ六なおレビイ人の中、一部はユダ及びベン
ヤミンに在りき。

第十一章

ゾロバベルに従いて上り來りし司祭レヴィ人一大司祭の繼承—石垣の祝別。

さて、サラティエルの子ゾロバベル及びヨズエに従いて上り來りし司祭レヴィ人は次

¹⁰⁾工人または「職人」の谷は、イエルサレムの北方にあり、同市から行くのにあまり遠くはないかつたらしい。代上四・一四參照。

の如し、サラヤ、イエレミア、エスドラス、ニアマリア、メルク、ハットウス、セベニ
ア、レウム、メリムト、^四アッド、ゲントン、アビア、^五ミアミン、マティア、ベルガ、
セメヤ、ヨヤリブ、イダヤ、セルム、アモク、ヘルキア、セイダヤ。是等の者はヨズ
エの時代に司祭等の長及びその兄弟なりき。次にレビイ人は、イエスア、ベンヌイ、
ケドミヘル、サレビア、ユダ、マタニア、是等の者とその兄弟とは讃美歌を掌る。^九更
にベクベキア、及びハンニとその兄弟、各々その職務に當れり。^{一〇}さてヨズエ、ヨアキ
ムを生み、ヨアキム、エリアシブを生み、エリアシブ、ヨヤダを生み、ニヨヤダ、ヨナ
タンを生み、ヨナタン、イエツドアを生めり。^{一一}ヨアキムの時代に、司祭にして一族の
長たりし者は、サラヤ一族のマラヤ、イエレミア一族のハナニア、^{一二}エスドラス一族の
モソラム、アマリア一族のヨハナン、^{一三}ミリュー一族のヨナタン、セベニア一族のヨゼフ、
^{一四}ハラム一族のエドナ、マラヨト一族のヘルキ、^{一五}アダヤ一族のザカリア、ゲントン一
族のモソラム、^{一六}アビア一族のゼクリ、ミアミン及びモアディア一族のフェルティ、
一七ペルガ一族のサンムア、セマヤ一族のヨナタン、^{一八}ヨヤリブ一族のマタナイ、ヨダヤ

二三。一族のアジ、二〇セライ一族のケライ、アモク一族のヘベル、二ヘルキア一族のハセビア、イダヤ一族のナタナエル。二三エリアシブ、ヨヤグ、ヨハナン、及びイエツドアの時代に、レヴィ人は一族の長たる者登録せられ、ペルシャ王ダリウス¹⁾の代には司祭等も然せられたり。二三レヴィの子孫にして一族の長たる者は、日記の書に錄されて、エリアシブの子ヨナタンの代にまで及べり。二四レビイ人の長は、ハセビア、セレビア、及びケドミヘルの子ヨズエにして、彼等の兄弟等それぞれの班に循い、天主の人ダヴィドの命の如く、讃美と感謝とに當り、順次等しく職務を行えり。二五マタニア、ベクベキア、オベディア、モソラム、テルモン、アツクブは門及び門に向かえる玄關を守る者なり。二六是等の者はヨセデクの子なるヨズエの子ヨアキムの時代、總督ネヘミア、及び司祭にして律法學士たるエスドラスの時代世に在りき。ニセきてイエルサレムの石垣を祝別するに當りては、レビイ人をそのすべての處より驅り集めてイエル

第十二章 1) 若干の人々の説では、ダリウスといふ名のペルシヤ二代目の王ダリウス・ノトウス。しかし一層眞實らしいのはアレクサンデル大王の有名な相手で、西紀前三六年から三十三年まで統治したダリウス・コドマンといふ他の説。

サレムに來らしめ、以て祝別を行ひ、感謝と歌と、鎌鉛と琴と小琴とを以て

歡び樂しましめんとせり。二八 歌手の裔等、乃ちイエルサレムの周圍にある平

野、及びネトウファティの村々より集い來り、二九 またガルガラの家、及びゲ

バとアズマヴァエトとの地方よりも然せり。この歌手等は己が爲に、イエルサ

レムの周圍に村々を建てたるなり。三〇 時に司祭レヴィ人身を潔め、且民と門

と石垣とを潔めたり。三一 是に於いて我、ユダの諸侯を石垣の上に登らしめ、

また讚美の爲に一大歌隊を設けけるが、彼等之 石垣の上を右に進みて糞土の

門に向かえり。三二 その後に従い行くは、オサヤ及びユダの諸侯の半分、三三 並

にアザリア、エスド拉斯、モソラム、ユダ、ベンヤミン、セメヤ、エレミア

なりき。三四 喇叭を持てる司祭の裔等の中には、ヨナタンの子ザカリアあり、

因みにヨナタンはセメヤの子、これはマタニアの子、これはミカヤの子、こ

れはゼクルの子、これはアサフの子なり。三五 またその兄弟なるセメヤ、アザ

レル、マラトイ、ガラライ、マイ、ナタナエル、ユダ、ハナニ等は、天

2) 兩歌隊

とも市の

西に整列

し、一隊

は右へ南

進し 他

隊(三七

節)は左

へ北進し

市の東で

相合して

聖殿の前

庭に進み

入つた

(三九節)

主の人ダヴィドの樂器を携えたり。律法學士エスド拉斯、彼等の先に立ちて、泉門に向かえり。三六かくて彼等、他隊の人々と相向かいて、ダヴィドの家の上なる石垣の上り口より、ダヴィドの市の階段を上り行きて、東の方水の門に至れり。三七また感謝を獻ぐる者の第二隊は、反對の側より進み行きけるが、我々は民の半分と共にその後に従い石垣の上を行き、窯塔の上を経て廣き石垣の所に至り、三八エフライム門の上、古き門の上、また魚門、ハナネールの塔、及びエマトの塔の上を過ぎて、羊門に至りしが、牢獄の門にて彼等立留りぬ。三九次いで感謝を獻ぐる者の二隊、天主の家に入りて立ち、我もわが高官等の半分も然なしけるに、四〇司祭なるエリアキム、マーシア、ミアミン、ミケア、エリオエナイ、ザカリア、ハナニア等、喇叭を持ち、四一なおマーシア、セメヤ、エレアザル、アジ、ヨハナン、マルキア、エラム、エゼル等あり、歌手等高らかに歌ひしが、その長はイエズラヤなりき。四二かくてその日は人々大なる犠牲を献げて、悦び樂しめり、即ち天主彼等に大いなる歡樂を賜いしなり。その妻子等

3) 一つの歌隊の指揮者は彼他の歌隊のそ
れはザカリア
(三四節)であつた

も亦喜び、イエルサレムの歡聲は遠方まで聞えたり。⁽⁴⁾ またその日には寶の庫を掌る人々を定めて、灌祭の物、初物、十分の一などの係とし、彼等により市の上司等がそれらの物を持ち來らしめて、司祭及びレビイ人に相當の謝禮をなすこととせり、其はユダ、⁽⁴⁾ 司祭レビイ人の侍立せるを喜びたればなり。⁽⁵⁾ ⁽⁴⁾ 彼等は天主の規定と償いの規定とを守れり。歌手及び門衛等も、同じくダヴィドとその子サロモンとの命に循いて然せり。⁽⁴⁾ ⁽⁵⁾ 蓋しダヴィド及びアサフの時代の初めより、歌もて讃美し天主に感謝し奉る歌手等に定まりたる長ありき。⁽⁴⁾ しかしてゾロバベルの時代、及びネヘミアの時代には、イスラエル人いすれも歌手や門衛に日毎その分を與え、また彼等レビイ人に物を献ぐれば、⁽⁶⁾ レビイ人更に之をアーロンの子孫に獻げたり。

⁽⁴⁾ ユダ人。 ⁽⁵⁾ 民は更に氣前よく物を獻げて以つて満足の意を表した。それで新しい出納係を任命する必要が生じたのである。⁽⁶⁾ のイスラエル人は悉く、すべての収益の十分の一をレビイ族に與え、そのままた十分の一がアーロンの一族の所有に帰した。

第十三章

種々の弊を改む。

一さてその日モイゼの書を民に読み聞かせけるに、その中に錄して曰

第十三章 ⁽¹⁾申二
三・三。 ⁽²⁾本九

く、アンモン人とモアブ人とは、永久に天主の集會に入るべからず、
其は彼等、パンと水とを携えてイスラエルの裔等を出で迎えず、之
に敵意を抱きてバラームを雇い、彼等を呪わしめんとしたればなり。

・二及び一〇・二
八参照。——これ

されど我等の天主は、呪咀を轉じて祝福となし給えりと。人々この
律法を聞くに及び、異邦人を悉くイスラエルより分離するに至りぬ。

是同名の前の大司祭(三・一)でな
く、聖殿のつかさ。エリアシブは

之に當れるは司祭エリアシブ⁵⁾なりしが、彼は我等の天主の家の寶

サマリアに住んでいたトビアに、聖

庫の監督にして、トビアの近き親戚なりき。^五されば彼は之が爲に大
いなる貯藏室を設えけるが、そこには人々その前に、供物、乳香、器

殿脇の建物の一部を、一時的宿泊所

具類、また穀物と葡萄酒と油との十分の一、レビイ人や歌手、門衛等
の分、及び司祭の爲の初物などを置けり。^六されど我はこれら一切の

て提供した。

4) キリスト御降生前年。

事の行われたる間イエルサレムに居らざりき。其は我バビロンの王アルタクセルクセスの第三十二年⁴⁾に王の許に行きたるが故にして、我は數日を経て王に暇を乞いたり。七我はイエルサレムに來りて、エリアシブがトビアの爲になしたる惡事、即ち彼がその爲天主の家の前庭に、寶置所を設えしことを知れり。八是は我に甚だ惡しき事と見えしかば、我トビアの家具を貯藏室より投げ出し、九命じてその貯藏室を掃除せしめ、其處に再び天主の家の器具類、獻物、乳香などを搬び入れたり。一〇また我は、レビイ人にその分が與えられず、レビイ人も歌手も雜役をなす者も、夫々己が地方に逃げしことを知りたれば、ニ高官等にその事を詰問して「何故に我等天主の家を棄てたりや。」と云い、次いで彼等を召集めてそれぞれの持場に立たしめたり。一一かくてすべてのユダ、穀物と葡萄酒と油との十分の一を庫に持ち來りぬ。一二我等乃ち庫の係として、司祭セレミア、律法學士サドク、及びレビイ人の中よりファダヤを立て、マタニアの子なるザクルの子ハナンをその添役とせり、其は、彼等忠實なりと認められた

るが故にして、その兄弟等に分つべきものは彼等に委ねられたり。一四わが天主よ、この事の爲に我を記憶し給え。わが天主の家とその典禮とに對してわが爲したる善き事を抹殺し給わざれ。一五その頃我ユダに於いて、安息日に酒搾を踏み、⁵⁾ 麥束を搬び、驢馬に葡萄酒、葡萄、無花果、その他あらゆる物を積み、安息日に之をイエルサレムに持ち來る者あるを見しかば賣ることを許されたる日に賣るべしと之に命じたり。一六チロ人も亦彼處に住みおりて⁶⁾ 魚その他あらゆる商品を持ち來り、安息日に之をイエルサレムにてユダの裔等に賣れり。一七我乃ちユダの重立てる人々を責めて之に云いけるは、「汝等この惡事を爲して、安息日を瀆すは何ぞや。一八我等の父祖もかく爲しけるに、我等の天主我等とこの市とに、この諸々の災厄を下し給いしに非ずや。然るを汝等、安息日を破りて、なおもイスラエルに御忿怒を加うるなり。」と。一九しかして安息日にイエルサレムの門の休むべき時に至るや、我云いて門を開鎖さしめ、安息日の過ぐるまで之を開くべ

5) 酒搾 を踏むことは特に重勞働とされていたので、安息日には許されていなかつた。一六チロ人とは、ユダアやイエルサレムに定住する人々と往來している商人全部をさすものと解すべきである。

からずと命じ、わが僕等を門の邊に立てて、何人も安息日に荷を携え入れ

ざるようになしたり。二〇されば商人及び諸種の商品を賣る者、一、二度

イエルサレムの外に宿泊せり。二時に我彼等を戒めて之に云いけるは、

「汝等何故に石垣の前に宿泊するぞ。汝等もし再びかく爲さば、我汝等に

手を下さん。」と。その時よりして、彼等最早安息日には來らざりき。

三三

三三我またレヴィ人に、安息日を聖とせんため身を潔めて門を守りに來るよ

う云えり。さればわが天主よ、この爲に我を記憶し、汝の御憐憫の豊か

なるによりて、我を赦し給え。三三なおその頃我は、アゾト、アンモン、モ

アブの女を娶りしユデア人をも見たり。三四然るにその子等は半ばアゾト語

にて語り、ユデア語をば語る能わず、この民かの民の言語を用いて語れ

り。三五よりて我彼等を責めて呪い、その中の數人を打ちてその頭髪を剃り

落し、之をして、己が娘を彼等の息子に與えず、己が息子又は己自らの

爲に彼等の娘を娶らざるべきことを、天主により誓いて切に願い、且云い

二〇

二〇安息日の頃

いを破るよう

なことをさせ

ぬために。

二五既に昔から

定められてい

たように、門

の守衛はレヴァ

イ人に委ねら

れる。

二四

二四アンモン人

及びモアブ人

の言語は、ユ

デア人のとは

異つたセム族

の方言。

二三

二三我汝等に

わが汝等に

わが汝等に

わが汝等に

わが汝等に

二二

二二我汝等に

わが汝等に

二二

けるは、ニキイスラエルの王サロモンも、かくの如くにして罪を犯し

¹⁰⁾ 王上三・一。一
一・一、四。

たるに非すや。確に國民數多ある中にも、彼の如き王はあらざりき。

¹¹⁾ ヨヤダの息子は

かれ彼はその天主に愛せられ、天主之を立ててイスラエル全土の王となし

自族の敵の婿であつたが、他所者で

かれ給えり。しかもなお異邦の女は、之をしも迷わして罪に陥れたり。¹⁰⁾

ある妻を出すことを拒んだ。律法

ニモ然らば我等も亦ト從順にして、我等の天主に罪を犯し以て異邦の

(利二一・一三以下)によれば、司

女を娶るという、このすべての大きいなる惡事をなすべけんや。」と。

祭はただイスラエルの處女とだけ結婚するよう定められて

ニ九然るに大司祭エリアシブの子ヨヤダの子等の一人は、ホロン人サナ

ルの處女とだけ結婚するよう定められた。——馬

ニ八バラトの婿なりしかば、我之をわが許より遂い拂えり。¹¹⁾ ニ九主わが天

主よ、彼等を記憶し給え、彼等は司祭職、ならびに司祭及びレビイ人

の婚を定められた。——馬

ニ三の婚を瀆したればなり。¹²⁾ ニ〇かく我、彼等を異邦人より悉く分離し、

ニ二・ハ参照。

¹³⁾ 本一〇・三四參照。

司祭及びレビイ人の班を定めて各々その職務を行わしめ、ニ一また時を

定めて薪の奉獻¹⁴⁾ ならびに初物のことに行當らしめたり。わが天主よ。

幸に至らしめんため我を記憶し給え。アメン。